

第 1 回木津川市地域公共交通総合連携協議会

会 議 次 第

日時：平成 20 年 5 月 28 日(水)
午前 10 時から
場所：木津川市本庁第 2 会議室

1. 開 会

2. 市長あいさつ

3. 委員紹介

4. 副会長選出

5. 副会長あいさつ

6. 議 事

(1) 確認事項

- ①協議会規約等について No. 1、2
- ②平成 20 年度協議会予算（案）について No. 3

(2) 説明事項

- ①平成 19 年度公共交通活性化総合プログラムの取組 No. 4

(3) 協議事項

- ①平成 20 年度木津川市地域公共交通連携協議会の取組(案)について No. 5

②意見交換

(4) その他

- ①次回協議会開催日程について
- ②その他

以 上。

配 布 書 類 一 覧 表

- ① 会議次第
- ② 木津川市地域公共交通連携協議会委員・監査委員名簿
- ③ N o . 1 木津川市地域公共交通総合連携協議会の運営について
- ④ N o . 2 協議会規約等について
- ⑤ N o . 3 平成 20 年度木津川市地域公共交通連携協議会予算(案)
- ⑥ N o . 4 平成 19 年度公共交通活性化総合プログラムの取組
- ⑦ N o . 5 平成 20 年度木津川市地域公共交通総合連携協議会の取組について(案)
- ⑧ 地域公共交通活性化・再生総合事業の概要書
- ⑨ 地方の元気再生事業の概要書

木津川市地域公共交通総合連携協議会の運営について

本協議会は、分かりやすく、使いやすい公共交通ネットワークを実現するため、昨年度に実施した「木津川市域における地域公共交通サービス再編検討調査」で明らかとなった課題解決に向けた取組を推進するため、平成 20 年 3 月 28 日に設置された協議会です。

なお、本日提案させていただく協議会規約の改正につきましては、本協議会設置時に分科会として設置を予定していた地域公共交通会議について、本協議会の事業として位置付けるため、改正するものです。

1 協議会の設置の趣旨と法的位置付け

(1) 設置の趣旨

木津川市内における地域公共交通の活性化と連携により、活力と魅力あるまちづくりを推進し、地域特性はもとより環境負荷の軽減、観光資源の活用等を考慮した地域公共交通サービスの充実を図ることを目的に設置いたしました。

(2) 協議会の法的位置付け

本協議会の法的位置付けは次のとおりです。

①地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)第 6 条に基づく協議会。

②道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令台 75 号)第 9 条の 2 及び第 9 条の 3 に基づく地域公共交通会議。

2 委員の身分と任期等

(1) 委員の任期について

平成 20 年 5 月 28 日から平成 24 年 3 月 31 日とします。

(2) 委員の報酬について

学識経験委員及び市民代表委員並びに監査委員の報酬につきましては、「木津川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に準じ日額 8,000 円(議長は日額 9,000 円)とします。

3 協議会の会長、副会長

協議会に会長及び副会長 1 人を置き、会長に市長が、副会長に学識経験者を充てることとしています。

また、協議会の会議は、会長が招集し、副会長が議長となります。

4 協議会運営

協議会の運営については、木津川市地域公共交通総合連携協議会運営内規によることとします。主な内容は次のとおりです。

(1) 協議会の開閉

協議会の開会及び閉会は、議長が宣告します。

(2) 協議会での発言

協議会での発言は、議長の許可を得た後、発言するものとします。

(3) 議決

会議の議決方法は、原則として全会一致としますが、成立しない場合は、多数決とします。

(4) 会議録

会議録は、会議経過の要旨を簡潔に取りまとめるものとします。

会議録は、議長及び署名委員の署名後、会議資料とともに公開することを原則とします。なお、公開方法は、事務局において閲覧（ホームページ掲載含む）することとします。

(5) 協議会の公開

協議会は原則、公開とします。ただし、出席委員の過半数以上の賛同があるときは、非公開とします。

(参考)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号) 抜粋

(目的)

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図る観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることにかんがみ、市町村による地域公共交通総合連携計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(協議会)

第六条 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村は、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村
- 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- 三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 主務大臣及び都道府県は、地域公共交通総合連携計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

協議会規約等について

事 項	取扱	ページ
1 木津川市地域公共交通総合連携協議会規約の一部改正について	協議事項	1
2 木津川市地域公共交通総合連携協議会財務規程	報告事項	1 1
3 木津川市地域公共交通総合連携協議会事務局規程	報告事項	1 4
4 地域公共交通再編検討分科会設置規程	協議事項	1 7
5 木津川市地域公共交通総合連携協議会運営内規	報告事項	1 9
6 木津川市地域公共交通総合連携協議会委員取扱規程	報告事項	2 3

平成 2 0 年 5 月 2 8 日

第 1 回木津川市地域公共交通総合連携協議会

木津川市地域公共交通総合連携協議会規約（案）

平成20年3月28日制定

平成20年5月28日改正

（設置）

第1条 木津川市内における地域公共交通の活性化と連携により、活力と魅力あるまちづくりを推進し、地域特性はもとより環境負荷の軽減、観光資源の活用等を考慮した地域公共交通サービスの充実を図るため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定等に基づき、木津川市地域公共交通総合連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を京都府木津川市木津南垣外110番地9に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成及び連携計画に基づく事業の実施等に関する事項
- （2） 道路運送法の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他旅客の利便増進を図るために必要な事項
- （3） その他、地域公共交通の活性化及び利用促進に関する事項

（組織）

第4条 協議会は、会長、副会長1人及び委員をもって組織する。

- 2 会長には市長を、副会長には学識経験者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（協議会の委員）

第5条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- （1） 学識経験者
- （2） 市民代表
- （3） 鉄道事業者

- (4) 乗合バス事業者
- (5) 貸切バス事業者
- (6) タクシー事業者
- (7) 乗合バス事業者の運転者が組織する団体
- (8) 貸切バス事業者の運転者が組織する団体
- (9) タクシー事業者の運転者が組織する団体
- (10) 近畿運輸局京都運輸支局
- (11) 近畿地方整備局京都国道事務所
- (12) 京都府
- (13) 京都府公安委員会
- (14) 木津川市

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、副会長が議長となる。

- 2 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、会長が議長を指名する。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議決方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合は、多数決とする。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が調った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第8条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、市長公室企画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、次の各号をもって充てる。

(1) 木津川市からの負担金

(2) 国・府等からの補助金

(3) その他の収入

(監査)

第11条 協議会に監査委員を2人置く。

2 協議会の出納監査は、会長が選任する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 協議会に道路運送法の規定に基づく地域公共交通会議の性格を有するものとする。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成２０年３月２８日から施行する。

附 則

この規約は、平成２０年５月２８日から施行する。

木津川市地域公共交通総合連携協議会規約新旧対照表

新	旧
木津川市地域公共交通総合連携協議会規約（案） 平成20年3月28日制定 平成20年5月28日改正 （設置） 第1条 <u>木津川市内における地域公共交通の活性化と連携により、活力と魅力あるまちづくりを推進し、地域特性はもとより環境負荷の軽減、観光資源の活用等を考慮した地域公共交通サービスの充実を図るため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定等に基づき、木津川市地域公共交通総合連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</u> （事務所） 第2条 協議会は、事務所を京都府木津川市木津南垣外110番地9に置く。 （事業） 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 <u>（1） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成</u>	木津川市地域公共交通総合連携協議会規約 平成20年3月28日制定 （設置） 第1条 木津川市地域公共交通総合連携協議会（以下「協議会」という。）は、<u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整等を行うとともに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく事項について協議するため設置する。</u> （事務所） 第2条 協議会は、事務所を京都府木津川市木津南垣外110番地9に置く。 （事業） 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 <u>（1） 連携計画の策定及び変更の協議に関すること</u>

<u>19年法律第59号。以下「法」という。）第5条の規定に基づく、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成及び連携計画に基づく事業の実施等に関する事項</u> <u>(2) 道路運送法の規定に基づく、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他旅客の利便増進を図るために必要な事項</u> <u>(3) その他、地域公共交通の活性化及び利用促進に関する事項</u> (組織) 第4条 協議会は、会長、副会長1人及び委員をもって組織する。 2 会長には市長を、副会長には学識経験者をもって充てる。 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。	<u>(2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること</u> <u>(3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること</u> <u>(4) 地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関すること</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと</u> (組織) 第4条 協議会は、会長、副会長1人及び委員をもって組織する。 2 会長には市長を、副会長には学識経験者をもって充てる。 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
---	---

(協議会の委員) 第5条 協議会の委員は次に掲げる者とする。 (1) 学識経験者 (2) 市民代表 (3) 鉄道事業者 (4) 乗合バス事業者 (5) 貸切バス事業者 (6) タクシー事業者 (7) <u>乗合バス事業者の運転者が組織する団体</u> (8) <u>貸切バス事業者の運転者が組織する団体</u> (9) <u>タクシー事業者の運転者が組織する団体</u> (10) <u>近畿運輸局京都運輸支局</u> (11) <u>近畿地方整備局京都国道事務所</u> (12) <u>京都府</u> (13) <u>京都府公安委員会</u> (14) <u>木津川市</u> (会議) 第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、副会長が議長となる。 2 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、会長が議長を指名する。	(協議会の委員) 第5条 協議会の委員は次に掲げる者とする。 (1) 学識経験者 (2) 市民代表 (3) 鉄道事業者 (4) 乗合バス事業者 (5) 貸切バス事業者 (6) タクシー事業者 (7) <u>近畿運輸局京都運輸支局</u> (8) <u>近畿地方整備局京都国道事務所</u> (9) <u>京都府</u> (10) <u>京都府公安委員会</u> (11) <u>木津川市</u> (会議) 第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、副会長が議長となる。 2 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、会長が議長を指名する。
---	---

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。 4 会議の議決方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合は、多数決とする。 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (協議結果の尊重義務) 第7条 協議会で協議が調った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。 (分科会) 第8条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。	3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。 4 会議の議決方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合は、多数決とする。 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (協議結果の尊重義務) 第7条 協議会で協議が調った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。 (分科会) 第8条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
--	--

(事務局) 第 9 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、市長公室企画課に置く。 3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (経費の負担) 第 10 条 協議会の運営に要する経費は、次の各号をもって充てる。 (1) 木津川市からの負担金 (2) 国・府等からの補助金 (3) その他の収入 (監査) 第 11 条 協議会に監査委員を 2 人置く。 2 協議会の出納監査は、会長が選任する監査委員によって行う。 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。 (財務に関する事項)	(事務局) 第 9 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、市長公室企画課に置く。 3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (経費の負担) 第 10 条 協議会の運営に要する経費は、次の各号をもって充てる。 (1) 木津川市からの負担金 (2) 国・府等からの補助金 (3) その他の収入 (監査) 第 11 条 協議会に監査委員を 2 人置く。 2 協議会の出納監査は、会長が選任する監査委員によって行う。 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。 (財務に関する事項)
--	--

第 12 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (協議会が解散した場合の措置) 第 13 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。 <u>(その他)</u> <u>第 14 条 協議会に道路運送法の規定に基づく地域公共交通会議の性格を有するものとする。</u> (補則) <u>第 15 条</u> この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。 附 則 この規約は、平成 20 年 3 月 28 日から施行する。 附 則 この規約は、平成 20 年 5 月 28 日から施行する。	第 12 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (協議会が解散した場合の措置) 第 13 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。 (補則) <u>第 14 条</u> この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。 附 則 この規約は、平成 20 年 3 月 28 日から施行する。
---	--

木津川市地域公共交通総合連携協議会財務規程

平成20年3月28日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、木津川市地域公共交通総合連携協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、木津川市地域公共交通総合連携協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、木津川市からの負担金、国・府等からの補助金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

(予算の流用)

第4条 会長は、前条の規定にかかわらず、必要に応じて、歳出予算の款相互の金額を流用することができるものとする。

(予算区分)

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、木津川市の指定金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局次長を協議会出納員に命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(専決事項)

第8条 財務に関する事務については、木津川市事務決裁規程（平成19年木津川市訓令第5号）別表第1のうち財務に関する事項を準用するものとする。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第11条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月28日から施行する。ただし、平成20年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回」と、読み替えるものとする。

別表第 1（第 5 条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 分担金及び負担金	1 負担金	1 負担金
2 国府支出金	1 国庫支出金	1 国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 雑入	1 雑入

別表第 2（第 5 条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
2 事業費	1 調査計画費	1 調査計画費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

木津川市地域公共交通総合連携協議会事務局規程

平成20年3月28日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、木津川市地域公共交通総合連携協議会規約第9条第4項の規定に基づき、木津川市地域公共交通総合連携協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、木津川市市長公室長をもって充てる。
- 2 事務局次長は、市長公室企画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、市長公室企画課職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、協議会の事務処理に関して、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、木津川市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、寸法、使用区分、管

理者、字体及び個数は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、木津川市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月28日から適用する。

別表 （第6条関係）

名称	様式	寸法 ミリ 平方	使用区分	管理者	字体	個数
木津川市地 域公共交通 総合連携協 議会長の印		21 × 21	会長名をも って発する 文書	事務局長	てん書	1

地域公共交通再編検討分科会設置規程（案）

平成20年5月28日制定

（設置）

第1条 木津川市地域公共交通総合連携協議会規約第8条の規定により、地域公共交通再編検討分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

（事務）

第2条 分科会は、会長の指示を受け、木津川市地域公共交通総合連携協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に調査又は検討を行う。

2 住民の生活に必要なコミュニティバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。

（組織）

第3条 分科会の委員は、木津川市地域公共交通総合協議会第5条に規定する委員から充てるものとする。

- （1）学識経験者
- （2）市民代表
- （3）近畿運輸局京都運輸支局
- （4）木津川市
- （5）その他座長が必要と認めた者

（運営）

第4条 分科会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、学識経験者の中から選任する。
- 3 座長は、分科会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、委員の中から座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 分科会は原則として公開する。

（会議）

第5条 分科会の会議は、座長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 必要と認めるときは、当該分科会の委員以外の者を会議に出席させ、意見

又は説明を求めることができる。

(報告)

第6条 座長は、分科会の協議経過及び結果について、協議会の会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年5月28日から施行する。

木津川市地域公共交通総合連携協議会運営内規

平成20年3月28日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、木津川市地域公共交通総合連携協議会（以下「協議会」という。）及び木津川市地域公共交通総合連携協議会規約第8条に基づく分科会（以下「分科会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開閉)

第2条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

(発言)

第3条 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(委員の出席)

第4条 委員が出席できない場合、委員はその属する組織から代理出席者を出すことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は公開とする。ただし、出席委員の過半数以上の賛同があるときは、公開しないことができる。

(会議録)

第6条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議経過の要旨を作成し、保存するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 会議の議題
- (4) 会議経過の要旨
- (5) その他議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長及び議事に先立ち議長が指名する出席委員1名が署名する。

(会議録等の公開)

第7条 会議録及び会議資料は、原則として公開する。

2 会議の内容は、事務局において、その概要を当日の会議資料とともに、市

長公室企画課及び木津川市ホームページ等で速やかに公表するものとする。

(会議の公開)

第8条 会議は公開とする。ただし、出席委員の過半数以上の賛同があるときは、公開しないことができる。

(傍聴)

第9条 会議を傍聴しようとする者は、地域公共交通総合連携協議会傍聴人受付簿（別記様式第1号）に氏名及び住所を記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第10条 傍聴人の定数は、会場の規模に応じて議長が調整する。

2 傍聴希望者が定員を超えるときは、くじ引きにより傍聴人を決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を与え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ステッカーの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他審議会を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第12条 傍聴人は、傍聴席において、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 私語、談笑等審議会の妨げになるような行為をしないこと。
- (3) 携帯電話は電源を切るかマナーモードにすること。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。

(7) その他審議会の秩序を乱し、又は審議会の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第13条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第14条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第15条 傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第16条 傍聴人がこの内規に違反するときは、議長はこれを制止し、その指示に従わないときは、退場させることができる。

(その他)

第17条 この内規に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この内規は、平成20年3月28日から施行する。

別記様式第 1 号（第 9 条関係）

地域公共交通総合連携協議会
傍 聴 人 受 付 簿

1 会議の内容

会 議 名	
開催日時	
開催場所	
特記事項	

2 傍聴希望者

氏 名	住 所

木津川市地域公共交通総合連携協議会委員取扱規程

平成20年3月28日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、木津川市地域公共交通総合連携協議会（以下「協議会」という。）及び木津川市地域公共交通総合連携協議会規約（以下「協議会規約」という。）第8条に基づく分科会（以下「分科会」という。）の委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の身分)

第3条 協議会規約第5条第1号及び第2号に規定する委員及び同規約第11条に規定する監査委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の身分を有するものとする。

(委員等の報酬等)

第4条 前条の規定に基づく特別職の身分を有する委員及び監査委員が協議会及び協議会に設置する分科会に出席した際の報酬の額は、木津川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年木津川市条例第42号）を準用し、別表のとおりとし、協議会より支給するものとする。

2 協議会の委員及び監査委員に対する費用弁償については、交通費相当額について実費弁償するものとする。ただし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59条）の規定に基づく協議会への参加応諾義務者、公安委員会及び行政機関職員には原則適用しないものとするが、各機関の取り扱いに基づき負担できるものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、平成20年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定にかかわらず、委員の任期は平成24年3月31日までとする。

別表（第4条関係）

役 職 名	報 酬 額
委員（議長）	日額9,000円
委員	日額8,000円
監査委員	日額8,000円

平成 2 0 年度

木津川市地域公共交通総合連携協議会予算（案）

平成 20 年 5 月 28 日

平成20年度 木津川市地域公共交通総合連携協議会予算（案）

平成20年度木津川市地域公共交通総合連携協議会の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,782千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

平成20年5月28日

木津川市地域公共交通総合連携協議会
会 長 河 井 規 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		881
	1 負担金	881
2 国府支出金		6,900
	1 国庫支出金	6,900
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入の合計		7,782

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 運営費		1,661
	1 会議費	1,661
2 事業費		6,120
	1 調査計画費	6,120
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳出の合計		7,782

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	881	0	881
2 国府支出金	6,900	0	6,900
4 諸収入	1	0	1
歳入合計	7,782	0	7,782

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 運営費	1,661	0	1,661	1,000	0	0	661
2 事業費	6,120	0	6,120	5,900	0	0	220
3 予備費	1	0	1	0	0	0	1
歳出合計	7,782	0	7,782	6,900	0	0	882

2 歳入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 負担金	881	0	881	1 木津川市負担金	881	木津川市負担金
計	881	0	881			

(款) 2 国府支出金

(項) 1 国庫支出金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 国庫補助金	6,900	0	6,900	1 地域公共交通活性化・再生総合事業補助金	6,900	地域公共交通活性化・再生総合事業補助金
計	6,900	0	6,900			

(款) 4 諸収入

(項) 1 雑入

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	1	0	1	1 雑入	1	利子等
計	1	0	1			

3 歳出

(款) 1 運営費

(項) 1 会議費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 会議費	1, 661	0	1, 661	1, 000	0	0	661	1 報酬	892	協議会委員及び監査委員報酬
								9 旅費	104	普通旅費
								11 需用費	567	消耗品、印刷製本費等
								12 役務費	98	通信運搬費
計	1, 661	0	1, 661	1, 000			661		1, 661	

(款) 2 事業費

(項) 1 調査計画費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 調査計画費	6, 120	0	6, 120	5, 900	0	0	220	11 需用費	500	消耗品、印刷製本費等
								12 役務費	20	通信運搬費
								13 委託料	5, 600	地域公共交通総合連携計画策定業務委託
計	6, 120	0	6, 120	5, 900	0	0	220		6, 120	

(款) 3 予備費

(項) 1 予備費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1 予備費	1	0	1	0	0	0	1	29 予備費	1	予備費
計	1	0	1	0	0	0	1		1	

平成 19 年度公共交通活性化総合プログラムの取組

平成 19 年度は、近畿運輸局の補助プログラムである公共交通活性化総合プログラムを活用し「木津川市域における地域公共交通サービス再編検討調査」を実施した。

■調査目的

木津川市は、平成 19 年 3 月、木津町、加茂町及び山城町の合併により誕生した、人口 67 千人（平成 20 年 3 月末）の京都府南部に位置する市である。

木津川市の公共交通としては、鉄道やバス、タクシーがある。鉄道は JR と近鉄が、バスは路線バス（奈良交通）とコミュニティバス・福祉バスが運行している。コミュニティバス・福祉バスは、きのつバス、加茂コミュニティバス、当尾線、山城福祉バスの 4 種類があり、いずれのコミュニティバス・福祉バスもそれぞれ旧町内での運行形態にとどまっていることやサービスレベルに差がある等の問題を抱えている。このため、地域特性に応じたバス路線の見直し・再編は喫緊の課題となっている。

本調査では、合併以前から整備が進められている駅前広場のターミナル機能を活かして鉄道・バス・タクシーの連携を踏まえた、木津川市における総合的交通ネットワークのあり方の検討を行うことを目的とする。

■調査の成果

1) 木津川市域における交通課題の抽出

社会・経済指標（人口や開発計画等）や交通状況の基礎的データ（人の流れや公共交通の運行状況等）を整理した上で、木津川市域が抱える交通課題について抽出を行った。

具体的な交通課題としては、合併前から継続しているコミュニティバスのサービスレベルの地域格差や統一されていない情報、バスと鉄道の乗り継ぎ、一部地域における交通空白地域の存在等が抽出された。

2) 他都市先進事例等の収集

木津川市におけるバス再編検討の参考にするため、先進事例整理を実施した。本調査では、木津川市の現状を踏まえ、市町村合併による地域交通サービス再編事例や新たな輸送サービスの導入事例について整理を行った。

3) 住民及び公共交通利用者の意見の収集

市民の交通行動の現状やコミュニティバスの満足度、今後の改善点等を把握するために、住民及びコミュニティバス利用者を対象にアンケート調査を実施し、集計・分析を行った。

その結果、住民の主たる移動の多くが自動車に依存していること、コミュニティバスは専業主婦や無職者の利用者が多く、通勤や通学目的の利用が少ないこと等の実態や、住民や利用者共に、運行本数や時間帯、運賃、運行ルートの見直し要望が多いこと等が明らか

となった。

4) 総合的交通ネットワークのあり方の整理

木津川市が抱える交通課題を解消し、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークを構築するために、公共交通ネットワークの目標や基本的な構造を設定するとともに、全域及び各地域の基本方針や施策内容（案）の整理を行った。

5) 木津川市域における地域公共交通ネットワーク総合連携推進会議の開催

本調査における検討内容を深め、かつ精査することを目的に、「木津川市域における地域公共交通ネットワーク総合連携推進会議」を設置した。本会議は3回実施し、その中の議論等を通じて、今後の方向性や地域公共交通ネットワークのあり方を検討するとともに、公共交通における課題等の共有化を行った。

日時	内容
第1回 平成19年 12月13日（木）	(1) 本会議の概要について (2) 木津川市域における交通現状等の整理について (3) アンケート調査の実施計画（案）について (4) その他
第2回 平成20年 2月22日（金）	(1) 他都市先進事例等の収集整理 (2) アンケート調査結果の整理 (3) 公共交通ネットワークにおける方向性のイメージ（案）について (4) その他
第3回 平成20年 3月28日（金）	(1) 木津川市域における地域公共サービス再編検討調査報告書（案）について (2) 法定協議会について

■木津川市域における地域公共交通サービスの現状（課題）・再編方針

【木津川市における公共交通ネットワークの目標】

- 地域住民が利用しやすい公共交通ネットワークを確立する。
- 鉄道・バス・タクシーが連携し、それぞれの役割が発揮できる公共交通ネットワークを構築する。
- 地域特性に応じた、公共交通サービスを提供する。

【基本的な構造】

- ・旧3町をそれぞれコミュニティエリアと位置づけ、コミュニティエリアを連携させる機能をJRが持つ。また、他地域間と連携する機能をJR と近鉄が持つ。
- ・JR木津駅、JR加茂駅、JR棚倉駅を各コミュニティエリアの主要駅と位置づけ、コミュニティエリア内を運行する路線バス及びコミュニティバスとの接続地点とする。
- ・コミュニティエリア内の主たる公共施設、利便施設等への移動は、路線バス及びコミュニティバスを交通手段とする。また、路線バス・コミュニティバスとJR・近鉄の各鉄道との連携を強化する。
- ・コミュニティバスの利用実態等に基づき、予約制乗合タクシー等新しいサービスの導入を検討し、路線バス・コミュニティバスとの連携による移動手段の改善を図る。

【課題と再編方針】

課題		再編方針
▼コミュニティバス・福祉バス		
・コミュニティバス・福祉バスの旧町区域ごとの運行ルート	→	公共交通ネットワークの確立
・コミュニティバス・福祉バスの運行ルートにおいて、Uターン等の非効率的運行	→	木②、山①
・運行ルートやバス停位置が分かりにくい情報提供	→	加③
・バス停表示がない福祉バス停留所	→	山①
・コミュニティバス・福祉バスの、運行本数などサービスレベルの差	→	全①
・完全実施ができていないパターンダイヤ化	→	木②
▼バスネットワーク		
・人口が集積している住宅団地での時間的交通空白地帯の発生	→	木②
・一部の中山間地域における交通空白地帯の発生	→	木③、加②、山③
・旧山城町内の路線バスの不在	→	山①
▼バスと鉄道の乗り継ぎ		
・鉄道と路線バス、コミュニティバスの役割分担の明確化及び乗り継ぎの円滑化	→	全④
・運行同区間での料金の違い	→	全①、木②
・JR木津駅、JR加茂駅、JR棚倉駅の駅前ロータリーの有効活用	→	木④、加①、山②
・梅美台方面バス停のJR木津駅での分離	→	木②、木⑤
▼交通環境をとりまく人口・社会経済		
人口が増加に対応した社会基盤	→	木②
高齢社会への対応	→	全②、木①
バス・鉄道などの交通の利便性の満足度のアップ	→	全②、全③、全④、全⑤、全⑥、全⑨
観光しやすい交通環境を整える必要性	→	全②、全③、加④
自動車利用の増加による交通混雑	→	全⑦、全⑧

再編方針項目	
■全コミュニティエリア	
運賃	全① コミュニティバス運賃の見直し 全② 運賃割引制度の導入 全③ 鉄道・バス共通の木津川市内1日フリー乗車券の導入
ルート・結節点	全④ 鉄道ダイヤ改正に伴うバスダイヤの見直し 全⑤ バス停設備の充実
情報提供	全⑥ ホームページ・チラシによる公共交通に関する情報の周知
利用促進	全⑦ お出かけマップの作成・配布 全⑧ モビリティ・マネジメントの実施 全⑨ 広報紙を用いたPRの実施
■木津コミュニティエリア	
ルート・結節点	木① JR木津駅～公立山城病院間の歩行者動線を考慮したアプローチの改善 木② きのとバス・路線バスの運行ルート・運行時間帯等の点検・見直し 木③ 予約制乗合タクシーの検討
情報提供	木④ JR木津駅前広場における案内板の設置 木⑤ JR木津駅前梅美台方面バス停の情報提供の改善
■加茂コミュニティエリア	
ルート・結節点	加① 加茂コミュニティバスの南加茂台地区における運行ルートの見直し、JR加茂駅前ロータリーの有効活用 加② 加茂コミュニティバスの運行ルートの見直し、予約制乗合タクシーの検討
情報提供	加③ 南加茂台5丁目バス停の情報提供の充実
利用促進	加④ 当尾線による観光資源の活用
■山城コミュニティエリア	
ルート・結節点	山① 福祉バスからコミュニティバスへの移行、運行ルートの見直し等 山② JR棚倉駅前ロータリーの有効活用 山③ 予約制乗合タクシーの検討

平成20年度

木津川市地域公共交通総合連携協議会の取組について（案）

平成20年5月28日

1. 地域公共交通に対する取組方針について

1. 木津町・加茂町・山城町合併協議における公共交通関係事業に関する協定内容について

合併協定項目第26-5「交通関係事業に関することについて」

公共交通関係事業については、次のとおり取扱う。

- (1) 現状の民間バス路線網を維持・拡充する施策を推進する。
- (2) 3町が独自に取組んでいるバス事業については、当分の間、現行のとおりとし、新市において、運用の統一化を検討する。また、公共施設間の連携強化及び公共交通空白地域の解消のため公共交通対策の充実を図る。
- (3) 現状の鉄道路線網を維持・拡充する施策を推進する。

2. 地域公共交通に対する基本的な考え方～取組目標～

- ①地域特性に応じた利便性の高い地域公共交通システムを構築することにより、活力と魅力ある地域づくりを目指します。
- ②このため、鉄道・バス・タクシー等が連携し、市民にとって利用しやすく満足度の高い持続可能な地域公共交通対策に取組まず。

3. 取組に際して、特に留意する視点

- (1) 利用しやすいサービス提供による公共交通の需要増加を図る。
- (2) 観光資源と地域公共交通の連携による地域の活性化と利用者増を図る。
- (3) 低炭素型社会に向けた公共交通の役割・利用効果の再認識を図る。

2. 中期的な取組について(平成19～23年度)

平成19年度
(昨年度)

公共交通活性化総合プログラムを活用した調査・検討
～「木津川市域における地域公共交通サービス再編検討調査」～
①木津川市域における交通現状等の整理
②先進事例等の収集整理
③交通実態調査（アンケート調査）
④総合的交通ネットワークのあり方（課題、基本方針（案）、主な施策（案））

平成20年度
(今年度)

(1) 地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通総合連携計画」の検討・策定
(2) 加茂コミュニティバスの更新協議（道路運送法第79条に基づく自家用自動車による有償運送の更新）
(3) コミュニティバス等の平成21年度実証運行に向けた諸準備 他

平成21年度
～平成23年度

(1) 地域公共交通活性化・再生総合事業の実施
①コミュニティバス等の実証運行、評価・改善
②鉄道、バス、タクシーとの連携強化
(2) 本格運行に向けた検討・調整

- ・ コミュニティバス等の本格運行
- ・ 鉄道、バス、タクシー等と連携により、地域公共交通の利用促進対策の充実など

3－1．今年度の取組について

今年度は、昨年度に実施した「木津川市域における地域公共交通サービス再編検討調査」の検討結果を実現するため、具体的な計画づくり等に取り組めます。取組に際しては、地域公共交通活性化・再生総合事業（国土交通省所管）を活用します。

1. 地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通総合連携計画」の検討・策定について

①鉄道、路線バス、タクシーとの連携によるコミュニティバス・福祉バスの再編計画と新たな地域公共交通手段の検討を行います。
なお、地域公共交通総合連携計画の検討に際しては、学識経験委員、市民代表委員、京都運輸局支局、木津川市による作業部会（地域公共交通再編検討）を設け、市民の視点から“たたき台”を作成し、本協議会において審議していただきます。

（ 具体の検討項目・・・コミュニティバス等の運行ルート、運行時刻、運行形態、運賃、コミュニティバス等導入・運行基準、及び行政と事業者との役割分担等 ）

②一部地域において、社会実験を実施し、その検証結果を地域公共交通総合連携計画に反映させます。

2. 加茂コミュニティバス（自家用自動車による有償運送）の更新協議について

・加茂コミュニティバス（5路線）については、道路運送法第79条（旧第80条）に基づく自家用自動車による有償運送として運行していますが、その運行許可期限が本年9月末日となっています。

・このため、コミュニティバス再編までの間、加茂コミュニティバスを引き続き運行するため、本協議会規約第3条第2号及び第14条の規定に基づき、地域公共交通会議として本協議会を開催し、更新に関する協議をしていただく予定です。

3. コミュニティバス等の平成21年度実証運行に向けた諸準備について

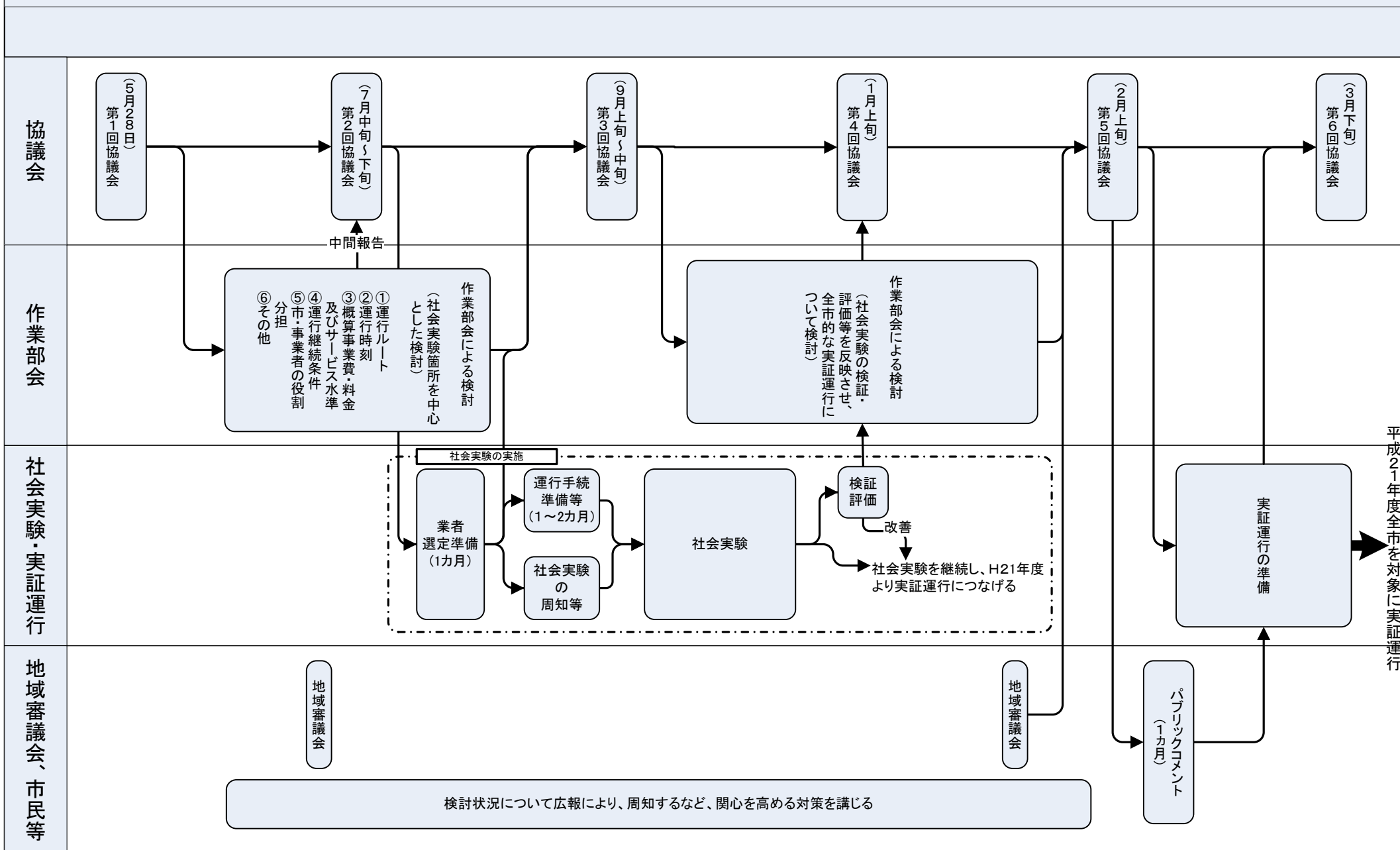
・今年度の地域公共交通総合連携計画に基づき、平成21年度にコミュニティバス等を再編し、実証運行（地域公共交通活性化・再生総合事業）を実施するため、諸準備を行います。

平成20年度木津川市地域公共交通総合連携協議会の取組について(案)

3-2. 今年度の取組について～概略スケジュール～



平成20年度地域公共交通連携計画及び事業計画検討スケジュール(案)



4. その他

1. コンサルタントへの業務発注について

- ・「地域公共交通総合連携計画」の策定にあたり、鉄道・路線バス・コミュニティバス・タクシー等との総合連携方針、コミュニティバス等の運行計画、実証運行事業計画等を検討するための資料づくりのため、コンサルタントに業務委託することを予定しています。
- ・業務委託については、学識経験委員に業務仕様を確認していただき、数社から見積書を徴収し、会長の決裁の上、契約を締結したいと考えています。

2. 年度途中でのコミュニティバス等の社会実験に係る予算について

- ・社会実験の実施主体については、本協議会を予定しています。このため、計画の検討状況にあわせ、社会実験に要する費用等が定まりましたら、本協議会予算の補正を予定しています。

3. 地方の元気再生事業について

- ・地域公共交通対策を促進するため、平成20年度に創設された「地方の元気再生事業（内閣官房地域活性化統合事務局所管）」に応募（平成20年5月15日）いたしました。
- ・提案内容につきましては、本市の歴史的文化的遺産等の地域資源・観光資源の再発見、情報発信機能を充実させ、地域公共交通に観光要素を加味することにより、利便性の高いバスシステムに転換し、地域の活性化・再生することをねらいとして、提出しました。
- ・事業採択された場合、本協議会に分科会を別途設置し、観光との連携によるコミュニティバスの社会実験等に取り組む予定です。